

兵庫県公報

令和6年6月11日 火曜日 第522号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|--|-----|
| ○ 令和6年度消防設備士試験の実施（消防保安課） | 1 |
| ○ 救急病院の認定（医務課） | 4 |
| ○ 同 上（同） | 4 |
| ○ 土地改良区の設立認可（農地整備課） | 5 |
| ○ 土地改良区の定款の変更認可（同） | 5 |
| ○ 同 上（同） | 6 |
| ○ 同 上（同） | 6 |
| ○ 県営土地改良事業の工事の完了（同） | 6 |
| ○ 阪神間都市計画学校事業の認可（都市計画課） | 8 |
| ○ 同 上（同） | 8 |
| ○ 同 上（同） | 8 |
| ○ 同 上（同） | 9 |
| ○ 同 上（同） | 9 |
| ○ 同 上（同） | 10 |
| ○ 同 上（同） | 10 |
| ○ 同 上（同） | 10 |
| ○ 同 上（同） | 11 |
| ○ 同 上（同） | 11 |
| ○ 同 上（同） | 11 |
| ○ 同 上（同） | 12 |
| ○ 兵庫県営住宅家賃等の収納事務の委託（公営住宅管理課） | 12 |
| 公 告 | |
| ○ 入札公告（デジタル改革課） | 13 |
| ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課） | 15 |
| ○ 令和6年二級建築士試験の実施に関する事項の変更（試験実施の場所の変更）（建築指導課） | 16 |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局） | 16 |
| 病院局公告 | |
| ○ 入札公告 | 17 |
| 警察本部公告 | |
| ○ 落札者等の公示 | 19 |

告 示

兵庫県告示第531号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の8に規定する消防設備士試験を、一般財団法人消防試験研究センターに委託して次のとおり実施する。

令和6年6月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 試験日時

(1) 第1回

| 期 日 | 時間帯 | 試 験 の 種 類 | 試 験 時 間 |
|-----------------|-----|-------------------------------|--------------------------|
| 令和6年 8月3日(土) | 午前 | 乙種第1類、第2類、第3類、第4類、 第5類、第7類 | 午前10時00分から 午前11時45分まで |
| | 午後 | 甲種第4類 | 午後1時00分から 午後4時15分まで |
| 令和6年 8月4日(日) | 午前 | 乙種第6類 | 午前10時00分から 午前11時45分まで |
| | 午後 | 甲種特類 | 午後1時00分から 午後3時45分まで |
| | | 甲種第1類、第2類、第3類、第5類 | 午後1時00分から 午後4時15分まで |

(2) 第2回

| 期 日 | 時間帯 | 試 験 の 種 類 | 試 験 時 間 |
|------------------|-----|-------------------------------|--------------------------|
| 令和7年 1月18日(土) | 午前 | 乙種第1類、第2類、第3類、第4類、 第5類、第7類 | 午前10時00分から 午前11時45分まで |
| | 午後 | 甲種第4類 | 午後1時00分から 午後4時15分まで |
| 令和7年 1月19日(日) | 午前 | 乙種第6類 | 午前10時00分から 午前11時45分まで |
| | 午後 | 甲種特類 | 午後1時00分から 午後3時45分まで |
| | | 甲種第1類、第2類、第3類、第5類 | 午後1時00分から 午後4時15分まで |

(注意) 第1回及び第2回とも同一時間帯で2種類以上の受験はできない。ただし、電気工事士の資格を有することにより試験の一部免除を受ける者に限り、第1回及び第2回とも乙種第4類と乙種第7類との複数受験ができる。都合により会場・試験時間帯等変更になる場合がある。

2 試験場所

第1回 兵庫県立兵庫工業高等学校 神戸市兵庫区和田宮通2-1-63

第2回 姫路獨協大学 姫路市上大野7-2-1

3 試験方法

消防法第17条の8第1項に規定する試験を行う。

(1) 筆記試験

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の10に掲げる科目について試験を行う。

(2) 実技試験

消防用設備等の設置及び維持に必要な技能について記述式にて行う。

4 受験資格

(1) 甲種特類

消防法施行規則第33条の8第2項の規定に該当する者

(2) 甲種

消防法第17条の8第4項の規定に該当する者

(3) 乙種

受験資格は問わない。

5 受験手続

(1) 書面による受験手続

受験願書に必要な書類をそろえ、下記(5)のとおり受付期間中に受付場所へ持参し、又は簡易書留郵便等の送達確認可能な郵便で送付する。

(2) 電子申請による受験手続

一般財団法人消防試験研究センターホームページ (<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>) から必要事項等の入力を行い送信する。

ただし、受験資格及び試験科目免除資格の内容により電子申請できない場合がある。

(3) 資格証明書類

ア 甲種消防設備士試験受験者

受験資格を有することを証明する書類

イ 試験科目免除者

消防法施行規則第33条の11第1項から第6項までに該当することを証明する書類

(4) 受験願書の配布場所及び配布期日

次の場所で6月上旬頃より配布する。

県下各消防本部、県下各県民局、県民センター、姫路市役所家島事務所、兵庫県危機管理部消防保安課及び一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

(5) 受付期間及び受付場所

ア 第1回

(7) 書面申請

a 受付期間

令和6年6月14日（金）から同月21日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

b 申請方法

持参の場合は、上記期間内の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

郵送の場合は、簡易書留郵便等の送達確認可能な方法で送付すること（受付最終日消印有効）。

なお、記載内容及び提出書類に不備がある場合は受理しない。

c 申請先

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

(4) 電子申請

a 受付期間

令和6年6月14日（金）午前9時から同月21日（金）終日まで（24時間対応）

b 申請方法

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ (<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>) から申請に必要な事項等の入力を行い送信する。

ただし、受験資格及び試験科目免除資格の内容により電子申請できない場合がある。

イ 第2回

(7) 書面申請

a 受付期間

令和6年11月25日（月）から同年12月2日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

b 申請方法

第1回に同じ。

c 申請先

第1回に同じ。

(4) 電子申請

a 受付期間

令和6年11月25日（月）午前9時から同年12月2日（月）終日まで（24時間対応）

b 申請方法

第1回に同じ。

(6) 手数料

ア 甲種特類 6,600円

イ 甲種 6,600円

ウ 乙種 4,400円

書面申請の場合、指定の用紙を使用し、郵便局窓口で払込のうえ「振替払込受付証明書」（受験願書添付用）を受験願書に貼付すること。

なお、受験願書受付後は原則として返還は認めない。

6 合格者の発表

第1回は令和6年9月24日頃、第2回は令和7年2月25日頃に一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部窓口に公示するとともに受験者全員に郵便で通知する。また、発表日の当日の正午から合格者の受験番号を一般財団法人消防試験研究センターのホームページに掲載する。

7 問合せ先

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部
 〒650-0024 神戸市中央区海岸通3番地 シップ神戸海岸ビル14階
 電話 (078) 385-5799
 電子申請の場合
 一般財団法人消防試験研究センター 電子申請室 (電子申請の場合)
 電話 (0570) 07-1000



兵庫県告示第532号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により、申出(有効期限の更新)のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

令和6年6月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 名称 吉田アーデント病院
 所在地 神戸市灘区灘北通5丁目9番1号
 認定年月日 令和6年6月1日
 認定の有効期限 令和9年5月31日
- 2 名称 医療法人社団仁恵会 石井病院
 所在地 明石市天文町1丁目5番11号
 認定年月日 令和6年6月1日
 認定の有効期限 令和9年5月31日
- 3 名称 特定医療法人誠仁会 大久保病院
 所在地 明石市大久保町大窪2095番地の1
 認定年月日 令和6年5月20日
 認定の有効期限 令和9年5月19日
- 4 名称 市立伊丹病院
 所在地 伊丹市昆陽池1丁目100番地
 認定年月日 令和6年5月20日
 認定の有効期限 令和9年5月19日
- 5 名称 服部病院
 所在地 三木市大塚218番地の3
 認定年月日 令和6年5月20日
 認定の有効期限 令和9年5月19日



兵庫県告示第533号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により、新たに申出のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

令和6年6月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 名称 はくほう会加古川病院
 所在地 加古川市神野町西条1545番1
 認定年月日 令和6年4月1日
 認定の有効期限 令和9年3月31日



兵庫県告示第534号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可した。
この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年6月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称 | 事業名 | 地区名 | 認可年月日 |
|-------------|-------------------------|-------|-----------|
| 神戸市井吹南土地改良区 | 県営土地改良事業で造成された施設の維持管理事業 | 井吹南地区 | 令和6年5月30日 |



兵庫県告示第535号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和6年6月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称 | 認可年月日 |
|-------------|-----------|
| 神戸市日下部土地改良区 | 令和6年4月12日 |



兵庫県告示第536号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和6年6月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称 | 認可年月日 |
|------------|-----------|
| 神戸市長坂土地改良区 | 令和6年4月19日 |



兵庫県告示第537号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和6年6月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称 | 認可年月日 |
|------------|-----------|
| 神戸市黒田土地改良区 | 令和6年4月11日 |



兵庫県告示第538号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和6年6月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

| | |
|-------------|-----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日 |
| 兵庫県鮎屋川土地改良区 | 令和6年4月22日 |



兵庫県告示第539号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和6年6月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

| | |
|----------|-----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日 |
| 塔下土地改良区 | 令和6年4月22日 |



兵庫県告示第540号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和6年6月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

| | |
|----------|-----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日 |
| 大宮土地改良区 | 令和6年4月22日 |



兵庫県告示第541号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。
令和6年6月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 事業名 | 地区名 (工区名) | 地域名 | 工事着手 年月日 | 工事完了 年月日 | 備考 (事業内容) |
|--------------------|--------------|------------|-------------|-------------|--------------|
| 農村地域防災減災事業 | 溝谷池 | 神戸市西区押部谷町栄 | 令和2.9.16 | 令和4.2.5 | ため池1カ所 |
| 同上 | 宝塚玉瀬 | 宝塚市玉瀬 | 平成28.3.22 | 平成31.3.26 | ため池2カ所 |
| 農地整備事業（経営体育 成型） | 玉瀬 | 同 市玉瀬 | 平成25.10.25 | 令和2.3.27 | 区画整理 |
| 農村地域防災減災事業 | 丁ノ裏池 | 同 市大原野 | 令和3.9.9 | 令和5.2.24 | ため池2カ所 |
| 同上 | 山田 | 三田市山田 | 平成28.10.25 | 平成31.3.25 | ため池2カ所 |
| 同上 | 遠谷中池 | 同 市大川瀬 | 令和2.9.2 | 令和4.1.31 | ため池1カ所 |
| 同上 | 加茂 | 同 市加茂 | 令和3.8.20 | 令和5.1.20 | ため池1カ所 |
| 同上 | 栗谷池 | 川辺郡猪名川町内馬場 | 平成29.9.29 | 平成31.3.26 | ため池1カ所 |
| 同上 | 久保丁 | 同 郡同 町槻並 | 平成29.9.8 | 令和2.3.27 | ため池2カ所 |
| 同上 | 上野大池 | 同 郡同 町上野 | 令和元.10.24 | 令和6.2.9 | ため池1カ所 |

| | | | | | |
|----------------|-------|-----------------|--------------|--------------|-------------|
| ため池等整備事業 | 菅谷下池 | 相生市矢野町菅谷 | 平成17. 9. 14 | 平成19. 1. 31 | ため池1カ所 |
| 震災対策農業水利施設整備事業 | 岩屋谷池 | 同 市那波野 | 平成25. 9. 3 | 平成27. 4. 20 | ため池1カ所 |
| 農村地域防災減災事業 | 折方 | 赤穂市折方 | 平成28. 9. 13 | 平成30. 11. 30 | ため池2カ所 |
| 同 上 | 湯の内池 | 同 市大津 | 平成28. 9. 21 | 令和2. 2. 28 | ため池1カ所 |
| 農地整備事業（経営体育成型） | 青木 | 宍粟市山崎町青木 | 平成19. 9. 27 | 平成23. 5. 10 | 区画整理 |
| 農村地域防災減災事業 | 与泰寺池 | 同 市山崎町下町、宇野 | 平成30. 3. 28 | 令和2. 9. 16 | ため池1カ所 |
| 同 上 | 上牧谷 | 同 市山崎町上牧谷 | 平成29. 9. 6 | 令和3. 2. 26 | ため池2カ所 |
| 同 上 | 宇原池 | 同 市山崎町宇原 | 平成30. 9. 19 | 令和3. 9. 24 | ため池1カ所 |
| 同 上 | 宍粟Ⅳ期 | 同 市山崎町金谷 | 令和2. 7. 28 | 令和5. 4. 28 | ため池2カ所 |
| 農地環境整備事業 | 安賀 | 同 市波賀町安賀 | 平成25. 8. 30 | 令和2. 11. 30 | 区画整理 |
| 震災対策農業水利施設整備事業 | 堂の奥上池 | たつの市揖西町龍子 | 平成25. 12. 17 | 平成27. 5. 28 | ため池1カ所 |
| 農村地域防災減災事業 | 龍子 | 同 市揖西町龍子 | 平成25. 12. 20 | 平成28. 7. 29 | ため池2カ所 |
| 同 上 | 竹原 | 同 市揖西町竹原 | 平成27. 4. 28 | 平成29. 1. 10 | ため池3カ所 |
| 同 上 | 蛇谷池 | 同 市揖西町小犬丸 | 平成28. 10. 31 | 平成29. 11. 17 | ため池1カ所 |
| 同 上 | 道谷池 | 同 市新宮町篠首 | 平成29. 9. 6 | 平成30. 9. 21 | ため池1カ所 |
| 同 上 | 小神新池 | 同 市揖西町小神 | 令和2. 9. 18 | 令和5. 4. 20 | ため池1カ所 |
| 同 上 | 才樫池 | 同 市新宮町篠首 | 令和3. 9. 7 | 令和6. 3. 1 | ため池1カ所 |
| 農地整備事業（経営体育成型） | 岩見構下 | 揖保郡太子町岩見構 | 平成30. 3. 27 | 令和6. 2. 29 | 区画整理 |
| 農村地域防災減災事業 | 大南池 | 赤穂郡上郡町高山 | 平成29. 6. 14 | 令和2. 12. 11 | ため池1カ所 |
| 同 上 | 船谷池 | 同 郡同 町岩木 | 平成30. 3. 27 | 令和4. 3. 18 | ため池1カ所 |
| 農地整備事業（経営体育成型） | 高田西部 | 同 郡同 町與井 | 平成27. 9. 30 | 令和4. 3. 29 | 区画整理 |
| ため池等整備事業 | 六谷口池 | 佐用郡佐用町金屋 | 平成16. 8. 27 | 平成18. 1. 30 | ため池1カ所 |
| 同 上 | 菖蒲谷新池 | 同 郡同 町大畠 | 平成19. 9. 26 | 平成21. 3. 19 | ため池1カ所 |
| 農村地域防災減災事業 | 神応寺池 | 同 郡同 町東徳久 | 平成30. 9. 20 | 令和2. 3. 25 | ため池1カ所 |
| 農業水利施設保全高度化事業 | おおよ高原 | 養父市大屋町夏梅 | 令和元. 8. 30 | 令和5. 12. 20 | 揚水機場 用水路 |
| 農村地域防災減災事業 | 倉谷池地区 | 丹波篠山市不來坂 | 令和3. 8. 2 | 令和5. 11. 24 | ため池1カ所 |
| 同 上 | 田中奥地区 | 丹波市春日町野上野 | 平成30. 1. 10 | 令和3. 10. 29 | ため池2カ所 |
| 農地整備事業（経営体育成型） | 国衙 | 南あわじ市神代国衙、賀集立川瀬 | 平成27. 9. 8 | 令和4. 6. 20 | 区画整理 |
| 農村地域防災減災事業 | 桃谷池 | 淡路市生穂 | 令和元. 10. 10 | 令和5. 9. 25 | ため池1カ所 |

~~~~~  
**兵庫県告示第542号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
令和6年6月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4001号 明城小学校
- 3 事業施行期間  
令和6年6月11日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市南城内地内
  - (2) 使用の部分  
なし

~~~~~  
兵庫県告示第543号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。
令和6年6月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
阪神間都市計画学校事業
 - (2) 名称
4009号 杭瀬小学校
- 3 事業施行期間
令和6年6月11日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市杭瀬北新町2丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

~~~~~  
**兵庫県告示第544号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
令和6年6月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業

- (2) 名称  
4010号 浦風小学校
- 3 事業施行期間  
令和6年6月11日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市杭瀬南新町4丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第545号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
令和6年6月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4012号 浜小学校
- 3 事業施行期間  
令和6年6月11日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市浜2丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第546号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
令和6年6月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4014号 成文小学校
- 3 事業施行期間  
令和6年6月11日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市大島2丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第547号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和6年6月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4015号 成徳小学校
- 3 事業施行期間  
令和6年6月11日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市蓬川町地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第548号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和6年6月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4018号 浜田小学校
- 3 事業施行期間  
令和6年6月11日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市浜田町3丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第549号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和6年6月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4023号 名和小学校

- 3 事業施行期間  
令和6年6月11日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市名神町3丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第550号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
令和6年6月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4024号 塚口小学校
- 3 事業施行期間  
令和6年6月11日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市塚口町4丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第551号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
令和6年6月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4025号 尼崎北小学校
- 3 事業施行期間  
令和6年6月11日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市塚口町6丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第552号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和6年6月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4026号 水堂小学校
- 3 事業施行期間  
令和6年6月11日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市水堂町1丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第553号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和6年6月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4042号 成良中学校
- 3 事業施行期間  
令和6年6月11日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市西長洲町2丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第554号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し歳入の収納に関する事務を委託した。

令和6年6月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- |   |             |   |                  |
|---|-------------|---|------------------|
| 1 | 名           | 称 | ニッテレ債権回収株式会社     |
|   | 住所又は事務所の所在地 |   | 東京都港区芝浦三丁目16番20号 |
|   | 収納を委託した歳入   |   | 兵庫県営住宅家賃及び損害賠償金  |
|   | 指定した日       |   | 令和6年4月1日         |
|   | 委託した日       |   | 令和6年4月1日         |
| 2 | 名           | 称 | NTS総合弁護士法人       |
|   | 住所又は事務所の所在地 |   | 東京都港区芝浦三丁目16番20号 |
|   | 収納を委託した歳入   |   | 兵庫県営住宅家賃及び損害賠償金  |

指 定 し た 日 令和6年4月1日  
委 託 し た 日 令和6年4月1日

## 公 告

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年6月11日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

#### 1 入札に付する事項

- (1) 役務等の名称  
県庁WANパソコン用モバイル回線サービス
- (2) 役務等の仕様等  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 契約期間  
令和6年9月1日（日）から令和13年2月28日（金）まで
- (4) 納入場所  
兵庫県企画部デジタル改革課他
- (5) 入札方法

上記(1)の役務等について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び本件入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を、受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

#### 3 申込書及び入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁3号館12階  
兵庫県企画部デジタル改革課  
電 話 (078) 341-7711 内線2281  
F A X (078) 362-9027  
電子メールアドレス sysad@pref.hyogo.lg.jp
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和6年6月11日（火）から同月25日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時および場所  
令和6年7月22日（月）午前11時 兵庫県庁3号館12階会議室
- (4) 入札書等の提出期限  
上記(3)の入札及び開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書

便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和6年7月19日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

#### 4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、仕様との適合性について、次により必ず確認を受けること。

##### ア 受付期間

令和6年6月12日（水）から同年7月5日（金）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後5時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

##### イ 受付場所

上記3(1)に同じ

##### ウ 提出書類

事前協議申込書及びカタログ等の仕様を確認できる資料

##### エ 提出方法

電子メール、持参又はFAXにより提出すること。

##### オ 確認の結果

令和6年7月12日（金）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、上記(1)オで認められた内容で入札すること。

#### 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和6年7月18日（木）正午までに納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合（財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第84条第1項第1号）は、この限りではない。

(3) 契約保証金

契約締結日までに、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合、過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体と本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、本業務を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合等財務規則第100条第1項ただし書の規定に該当する場合は、この限りではない。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が、所定の日時及び場所に持参又は郵送等により到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和6年8月5日（月）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額及び入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。ただし、申込書に代理人の職・氏名が記載されており、入札当日に顔写真付き公的書類により本人確認ができる場合は、この限りではない。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature of the service to be procured:

Procurement of mobile line service for personal computers for the Hyogo Prefectural Government WAN

(3) Contract period: September 1, 2024—February 28, 2031

(4) Delivery location:

Digital Government Development Division, Policy Planning & Regional Revitalization Department, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 June 25, 2024

(6) Deadline for tender:

11:00 July 22, 2024 by direct delivery  
17:00 July 19, 2024 by mail

(7) Office to contact concerning the notice:

Digital Government Development Division, Policy Planning & Regional Revitalization Department, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 2281



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年6月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オアシスタウンキセラ川西  
所在地 川西市火打一丁目16

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|                           |                   |        |
|---------------------------|-------------------|--------|
| 名称                        | 住所                | 代表者の氏名 |
| 三菱HCキャピタルエステート<br>プラス株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 | 野々口 剛  |

ロイヤルホームセンター株式会社 大阪市西区阿波座一丁目5番16号 中山 正 明

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

|                                  |                   |        |
|----------------------------------|-------------------|--------|
| 名称                               | 住所                | 代表者の氏名 |
| 三菱HCキャピタルエステート<br>プラス株式会社<br>外1者 | 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 | 西喜多 浩  |

(2) 変更後

|                                  |                   |        |
|----------------------------------|-------------------|--------|
| 名称                               | 住所                | 代表者の氏名 |
| 三菱HCキャピタルエステート<br>プラス株式会社<br>外1者 | 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 | 野々口 剛  |

4 変更年月日

令和6年4月1日

5 届出年月日

令和6年5月29日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年6月11日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年10月11日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

令和6年二級建築士試験の実施に関する事項の変更（試験実施の場所の変更）

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により実施する令和6年二級建築士試験について、令和6年3月1日付け兵庫県公報第494号で公告した「二級建築士試験及び木造建築士試験の実施」の一部を次のとおり変更する。

令和6年6月11日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 変更の内容

二級建築士試験のうち、学科の試験の実施の場所を「神戸市西区学園西町3-1 流通科学大学」に変更する。

2 変更の理由

予定していた試験場が、借用できなくなったことによる。

3 問合せ先

公益財団法人建築技術教育普及センター近畿支部 電話（06）6942-2214

公益社団法人兵庫県建築士会 電話（078）327-0885

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年6月11日

兵庫県知事 齋藤 元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡稲美町国岡一丁目348番、349番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市平岡町一色西一丁目278—1  
株式会社大工産 代表取締役 田 中 義 弘
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和5年11月27日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1—32号（5稲美）

## 病 院 局 公 告

### 入札公告

以下の業務について、次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年6月11日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉 村 和 朗

#### 1 業務内容

- (1) 購入物品及び数量  
令和6年度省エネ法に基づく中長期計画及び定期報告書作成支援等にかかる業務委託 一式
- (2) 契約期間  
契約締結日から令和7年3月31日（月）
- (3) 納入場所  
兵庫県病院局経営課  
〒650—8567 神戸市中央区下山手通5—10—1 兵庫県庁1号館12階
- (4) 納入に関する条件等  
入札説明書に定める仕様書のとおり
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

#### 2 一般競争入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) その他、入札説明書に示す参加資格のとおり。

#### 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒650—8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県病院局経営課業務班  
電話（078）341—7711 内線3476

E-mail:Mizuho\_Asuka@pref.hyogo.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間及び入札説明書等の交付期間

令和6年6月11日(火)から同月13日(木)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札参加申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

(4) 入札・開札の日時及び場所

令和6年6月17日(月)10時30分 兵庫県庁1号館1階A会議室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和6年6月14日(金)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。その際、封書に「入札書」と標記の上、宛て名及び上記1(1)に示した件名を記入すること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5以上の額の入札保証金を令和6年6月14日(金)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務を履行できることを確認するための書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。

イ 開札日の前日までの間において、契約担当者から提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書の作成方法について入札説明書に従うこと。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エまたはオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円(消費税及び地方消費税を含む。)を超える場合には、落札者が暴力団でないこと

等についての誓約書を落札決定後提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

本公告及び入札説明書に示した一般競争入札参加資格及び履行能力があると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

### 警察本部公告

#### 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年6月11日

契約担当者

兵庫県警察本部長 村井紀之

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称  
交通事故抑止システム賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年5月27日
- 4 落札者の名称及び住所  
FLCS株式会社神戸支店 神戸市中央区磯上通七丁目1-8
- 5 落札金額  
2,805,000円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和6年4月16日